

「年金型生命保険金」の二重課税問題の解説

今回は、大きな話題となった7月6日の最高裁判決について解説します。

事実関係

- ①平成14年、長崎市の女性は夫が亡くなったため、夫の生命保険から死亡保険金4,000万円と毎年230万円の年金を10年間受け取る権利を取得した。
※夫が加入していたのは、第一生命の「年金払い生活保障特約付終身保険」で、本人が死亡すると、死亡保険金と一定期間の年金が遺族に支払われる
- ②相続時に死亡保険金と年金受給権が相続税の課税対象とされた上、10年分割の年金の初年分230万円について、所得税を源泉徴収されたため、女性は税理士と相談の上、所得税の課税取り消しを求めて国を相手取り、平成17年に提訴した。
※所得税法は、二重課税を防ぐために相続財産には所得税を課さないと規定している。しかし、国税当局は昭和43年、年金タイプ生命保険について「所得税も課すことができる」と通達していた。
- ③1審長崎地裁は二重課税を認め、課税処分取り消しを命令したが、2審福岡高裁は「相続の対象になるのは年金受給権で、毎年受け取る年金は受給権から発生する別種の債権（支分権）であるから、二重課税に当たらない」との国側の主張を認め、女性側が敗訴した。
- ④平成22年7月6日最高裁第3小法廷は、「年金受給権と、毎年の年金のうち運用益を除いた元本（現在価値）部分は、経済的価値が同一」と指摘。年金総額のうち、相続税の算定基準で課税対象となる部分を「時価」、残りを「運用益」と区分。1年目の年金は全額が元本なので「違法な二重課税に当たる」として、所得税の課税処分を取り消し、2年目以降の年金額の運用部分だけが課税対象となるとした。

判決後の国側の対応

- ①最高裁の判決を受け、野田財務相は法律で定めた「5年」の期限にかかわらず、取りすぎた所得税を還付する意向を表明した。また他の金融商品でも同じような問題がないかを調査し、改善が必要な場合には2011年度税制改正で対応していく考えを明らかにした。
- ②財務相の発言を受け、国税庁は同庁の対応方針を下記の内容でホームページ上に掲載した。
「年金として分割払いされる保険金のうち、課税対象とならない部分の算定方法を今後詰めたうえで、ホームページや税務署の窓口を通じて広報・周知を図っていきます。過去5年分を超える納税分については、対応策が決まり次第適切に対処します。」

今後の問題点

- ①財務相の意向表明は出たが、実務として二重課税の対象者にどう対応するか等課題は多い。日本生命によると、現時点で遺族に年金払い方式で保険金を支払い中の契約は3,400件。明治安田生命で約3,600件、住友生命保険で約5,000件を含め全体で数万件にのぼるとみられ、遺族に自らの契約が返還対象であることや、どんな手続きがいるか知らせる必要がある。すでに年金の支払いが終了しているケースまで含めるとさらに膨大な件数となる。
- ②今後、まず生保各社に求められるのはシステムの見直しだ。各社は契約者に年金を支払う時に所得税を自動的に源泉徴収している。しかし、最高裁が運用益を除いた部分に所得税を課すべきでない判断したこと、システム変更を迫られる可能性が大きい。
- ③相続をめぐる二重課税の問題は、他の金融商品等にも広がる可能性もある。
一例が、年金型生保よりはるかに事例が多い定期預金の扱いだ。今は相続時に、預金残高に相続時点で解約したと想定して算出した利子を加えた額が相続税の課税対象。その上で毎年受け取る利子に所得税が課せられ、これが二重課税に当たるとの見方もある。この他株式を相続した場合に生じる配当期待権や著作権、特許権等にも波及する可能性もある。

長崎の主婦と税理士が、永年当たり前のように続いてきた慣例に風穴を開けた意味は大きい。だが、一般的に源泉徴収される税金に対して関心が薄いことが、今回明らかになった問題点でもある。

以上